

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 1 回海田町議会 2 月定例会（第 4 日目）

平成 1 7 年 2 月 2 1 日（月）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第10号議案	海田町情報公開条例の制定について……………	5
日程第 2	第11号議案	海田町個人情報保護条例の制定について……………	5
日程第 3	第12号議案	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一 部を改正する条例の制定について……………	5
日程第 4	第13号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
日程第 5	第14号議案	海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定に ついて……………	6
日程第 6	第15号議案	海田町福祉センター設置及び管理条例の制定について	6
日程第 7	第16号議案	広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施 行条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第 8	第17号議案	平成17年度海田町一般会計予算……………	7
日程第 9	第18号議案	平成17年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	7
日程第10	第19号議案	平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	7
日程第11	第20号議案	平成17年度海田町老人保健特別会計予算……………	8
日程第12	第21号議案	平成17年度海田町介護保険特別会計予算……………	8
日程第13	第22号議案	平成17年度海田町水道事業会計予算……………	8
日程第14	第23号議案	広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び組合規約の変更について……………	9
日程第15	第24号議案	広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び組合規約の変更について……………	1 1
日程第16	発議第 3 号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 3
		（閉 会）……………	1 9

平成17年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成17年2月8日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 2月21日（月）9時00分宣告（第4日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（20名）

1番	白 築 美 敏	2番	三 浦 裕 豊
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	斎 木 貞 暁	10番	西 山 勝 子
11番	宮 坂 二 郎	12番	河 野 道 昭
13番	崎 本 広 美	14番	原 田 幸 治
15番	住 吉 充	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	前 田 勝 男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（20名）

1番	白 築 美 敏	2番	三 浦 裕 豊
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	斎 木 貞 暁	10番	西 山 勝 子
11番	宮 坂 二 郎	12番	河 野 道 昭
13番	崎 本 広 美	14番	原 田 幸 治

15番 住 吉 充
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 総 務 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 参 事 (行政改革推進担当) | 富 田 征 |
| 建 設 部 次 長 | 児 玉 正 克 |
| 行 政 改 革 推 進 課 長 | 西 本 徹 郎 |
| 企 画 課 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 窪 地 満 |
| 地 域 振 興 課 長 | 臼 井 真 |
| 税 務 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 住 民 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 福 祉 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 監 理 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | 畠 山 隆 |
| 教 育 長 | 正 木 洋 |
| 教 育 部 長 | 中 野 潔 |
| 学 校 教 育 課 長 | 槇 根 君 夫 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 佐々木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 木 原 正 博 |

庶務課長 新 浜 憲 治
下水道課長 朝 倉 登司雄
水道課長 因 幡 貞 男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 園 山 純
次 長 濱 吉 計 守
主 査 中 下 義 博

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第1 第10号議案 海田町情報公開条例の制定について
- 日程第2 第11号議案 海田町個人情報保護条例の制定について
- 日程第3 第12号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第13号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第14号議案 海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 第15号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第7 第16号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第17号議案 平成17年度海田町一般会計予算
- 日程第9 第18号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 第19号議案 平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 第20号議案 平成17年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第12 第21号議案 平成17年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第13 第22号議案 平成17年度海田町水道事業会計予算
- 日程第14 第23号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第15 第24号議案 広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第16 発議第3号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）この際、日程第1、第10号議案から日程第13、第22号議案までを一括議題といたします。去る10日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過並びに結果についての報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、中岡君。

○予算審査特別委員会委員長（中岡）予算審査特別委員会の報告をいたします。詳しくはお手元に配付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

本委員会は、平成17年2月10日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定によりご報告いたします。

付託案件は、第10号議案から第22号議案に至る13議案でございます。

審査経過でございますが、平成17年2月10日、本会議において議員19名で設置されました本委員会は、2月14日から4回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。第1回目は2月14日9時から15時まで、工事関係の現地調査を行いました。第2回目の2月15日から第4回目の2月17日までは会議室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、第10号議案から第22号議案に至る議案について、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わりますが、10号議案から22号議案まで、全会一致で可決できたのは、山岡町長が採決前に、今までにないことではありましたが、発言がありました。その内容を皆さんが信用されたということがこういう結果につながったものであるというふうにつけ加えて、予算委員会の報告を終わります。

○議長（前田）以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第10号議案、海田町情報公開条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第10号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案、海田町個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第11号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第12号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第13号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第14号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第15号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第16号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、平成17年度海田町一般会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第17号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第18号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第19号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、平成17年度海田町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第20号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第21号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、平成17年度海田町水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第22号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第14、第23号議案、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、改めておはようございます。引続いて大変ありがとうございます。次に、第23号議案を上程させていただきます。広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。広島県市町村職員退職手当組合に三原市が平成17年3月22日から加入すること及び市町村合併に伴い規定を整備することから、組合規約を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。よろしくお願いします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）第23号議案、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書（その2）の1ページをお開きください。また、あわせて資料33の「広島県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表」をお出しく下さい。今回の改正は、平成17年3月22日から三原市が新たに組合に加入することに伴う組合規約の変更でございます。あわせて、組合を組織する市町村に村がなくなったことにより、組合の名称の変更に伴う関係規定の整理、及び従前から組合を組織していた団体の市町村合併に伴う脱退がありますので、組合規約を改正することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

規約改正の内容でございますが、組合の名称から「村」を削除することに伴い、「広島県市町村職員退職手当組合」とし、題名を「広島県市町村職員退職手当組合規約」に改めるものでございます。また、本則中の「組合市町村」、第1条中の「広島県市町村職員退職組合」、第2条中の「掲げる市町村」、第5条第2項中の「組織する町村」、第6条第3項中の「市町村長」、第16条中の「市町村又は」の字句からそれぞれ「村」を削るものでございます。また、別表におきましては、平成17年3月22日から三原市が賀茂郡大和町、豊田郡本郷町、御調郡久井町と合併の上、新たに加わるものでございます。また、市町村合併に係る構成市町村等の変更として安芸郡音戸町、倉橋町、蒲刈町、豊田郡安浦町、豊浜町、豊町が平成17年3月20日に呉市と合併することにより脱退するものでございます。また、賀茂郡がなくなることにより、賀茂郡の規定を削ること、豊田郡、御調郡の構成団体の整理をすること、また、構成する一部事務組合の名称変更として、広島県市町村

公務災害補償組合を広島県市町公務災害補償組合とし、広島県市町村職員退職手当組合を広島県市町職員退職手当組合とすること、また、合併に伴い解散する一部事務組合として、芸南衛生組合、安芸南部衛生組合、音戸町倉橋町広域行政組合がそれぞれ脱退となるものでございます。今回の規約の改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、5市28町20一部事務組合の計53団体から、6市19町17一部事務組合の計42団体になるものでございます。

この改正規定は、平成17年3月22日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。一部事務組合でこうした退職手当組合を持っておられますけれども、脱退をするとか新しく加入する、そういうことになれば、今まで積み立てておった、あるいは組合で維持していたお金ですね、脱退する場合は一部事務組合でどういう扱いをするのか。呉のようなところでは島がなくなっても、人はそのまま動くわけで、名称だけが削除されると。団体そのものが削除されたときに、今まで一部事務組合で支払っていた組合員の退職金ですね、これはどういう扱いになるのか。新たに加わるのか。三原みたいにですね。新たに加わる問題は、今まで退職金組合で積み立てておったのに、新しく入ってくるのに、その人員に対して案分をして入れていく、お金を積み立て、加算されるのかどうか、そこら辺のいきさつがわからないので、答弁をお願いします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、脱退に伴うそれまでの積立金といいますか、残った財産でございますが、これはいわゆる構成町の方で処分される、一部事務組合を組織されておりました構成町の方で処分をされるというふうになります。それから、加入の関係でございますが、それぞれ合併前の町村の中で積み立てをしておる場合もございますので、それらを原資としながら、新たに4月1日の給料に基づいて負担金率がございますので、それを順次積み立てていくというふうになるかと思います。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）脱退する場合は大体今の構成町で処分されるのはわかるんですが、新しく入る場合ですね、今まで三原で持っておったのかもしれませんが、新しく入る

場合に、入るときはどのような方法で、今の積み立てたお金、いわゆる財産ですね、それがどのような扱いになっていくのか。例えば三原、300人なら300人職員がおったとすると、それが何ばか積み立てておると思うんです。このお金の、退職金のお金ですね、このお金がこの広島県の退職金組合に入る場合にどのような方法で扱われていくのか、具体的に知りたいわけです。以上です。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）ですから、退職手当組合への積立金につきましては、毎年、将来にわたっての退職に備えて各市町村の方で職員1人当たりの給料に基づいて負担金を算出しまして、それを掛け金として積み立てるものでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第23号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第15、第24号議案、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第24号議案、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。広島県市町村公務災害補償組合に三原市が平成17年3月22日から加入すること及び市町村合併に伴い規定を整理することから、組合規約を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）第24号議案、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書（その2）の3ページをお開きください。また、あわせて資料34の「広島県市町村公務災害補償組合規約新

旧対照表」をお出してください。今回の改正は、平成17年3月22日から三原市が新たに組合に加入することに伴う組合規約の変更でございます。あわせて、組合を構成する市町村に村がなくなったことにより、組合の名称の変更に伴う関係規定の整理、及び従前から組合を組織していた団体の市町合併に伴う脱退がありますので、組合規約を改正することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

規約改正の内容でございますが、組合の名称から「村」を削除することに伴い、「広島県市町公務災害補償組合」とし、題名を「広島県市町公務災害補償組合規約」に改めるものでございます。また、本則中の「組合市町村」、第1条中の「広島県市町村公務災害補償組合」、第2条中の「掲げる市町村」、第3条第1項中の「市町村」の字句からそれぞれ「村」を削り、第3条第1項につきましては第7条に掲げる事務、いわゆる消防団員等の賞じゅつ金の規定でございますが、これにつきましては、三原市を除いて共同処理するただし書きを加えるものでございます。また、別表におきましては、平成17年3月22日から三原市が賀茂郡大和町、豊田郡本郷町、御調郡久井町と合併の上、新たに加わるものでございます。また、市町合併に係る構成市町等の変更として安芸郡音戸町、倉橋町、蒲刈町、豊田郡安浦町、豊浜町、豊町が平成17年3月20日に呉市と合併することにより脱退するものでございます。また、賀茂郡がなくなることによりまして、賀茂郡の規定を削ること、豊田郡、御調郡の構成団体の整理をすること、また、構成する一部事務組合の名称変更として、広島県市町村職員退職手当組合を広島県市町村職員退職手当組合とし、世羅甲山久井斎場組合を世羅三原斎場組合とするものでございます。また、合併に伴い解散する一部事務組合として、音戸町倉橋町広域行政組合、芸南衛生組合、世羅西町大和町環境整備組合がそれぞれ脱退となるものでございます。今回の規約の改正の結果、組合を組織する団体の状況でございますが、6市31町21一部事務組合の計58団体から、7市22町18一部事務組合の計47団体となるものでございます。

この改正規定につきましては、平成17年3月22日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第24号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第16、発議第3号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略します。

これより発議第3号についてを採決いたします。お諮りします。

発議第3号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、発議第3号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、海田町議会議員互助会の表彰式を慣例により行います。事務局長。

○議会事務局長（園山）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続20年表彰でございます。住吉議員。

(議長 表彰状朗読 記念品授与)

○議会事務局長（園山）続きまして、勤続15年表彰でございます。前田議長さん。副議長からお願いいたします。

(副議長 表彰状朗読 記念品授与)

○議長（前田）以上で表彰式を終わります。

この際、今期で引退を表明される方がおられます。あいさつの申し出がありますので、これを許します。国岡議員。

○18番（国岡）今、議長が言われましたように、今回限りで議員を引退いたします。それに対して、個人の発言でございますが、発言を許していただいた議長さん、大変あり

がとうございます。

顧みますと、ちょうど昭和40年に初議席を得まして、あれから約40年たっております。その当時、私が初議席を得ましたときに、今ここにおられる議員さんは1人もいらっしゃいませんでした。また、今、生存者も1人でございます。あの方々は全部亡くなっております。私ももうぼつぼつ準備をしなきゃいけないというような年になっております。また、幹部の方、いろいろな職員の方も、私が初議席のときにはまだ職員になっておられない方ばかりであろうと思います。職員の方は1人もおられないと私は思っております。そういう年数がたちまして、初当選以来の人にお礼を申し上げる人もございません。あんまり年数が長かったために、退任する時期を逸した感があります。もう少し早くやめればよかったという感じも受けております。後の祭りでございます。それから以後、議員の皆さんと、また職員の方々には大変このわがままな私でございました。確かに短気でわがままでしたが、それを助けていただいたために、こんなに長く務めさせていただくことができ、本当に感謝をしております。

その間、私は夕べ、床に入って思い出したんでございますが、大きな問題は何があったじゃろうかと考えてみますと、4つの問題がございました。1つは、ちょうど40年でもございましたので、海田町にも焼却場がない。ごみを上市のところで焼いたり、2号線のほとりの入ったところに捨てたり、南小のグラウンドへごみを持って行って捨てたり、大変な時期でございました。そのとき、ちょうど国信に焼却場を建設するという問題が起きまして、私は大変、地元の議員でございますが、苦勞しました。抵抗もございました。何で議員に出たんじゃろうかというようなこともありました。皆から責められ、つまらんじゃないかというようなこともございましたが、大変苦勞しておりました。

また、もう1点は水道の問題でございます。海田町にはその当時まだ上水道がございませんでした。一部、安芸水道を利用して旧海田町の住民の方が水道を利用しておりましたが、ほとんど東の方にはまだ井戸の生活でございました。早く上水道をやらなきゃいけないというので、またこれも国信に浄水施設を設置し、工業用水の関係もございましたが、水道関係も大変苦勞して、現在ようやく33年もたったこの水道施設でございます。これも東の方はほとんど町が布設せず、県が布設したような状態がございます。工業用水の関係で県に布設をさせたというような歴史もございます。

もう一つは、またこれも国信に関係した東広バイパスの問題でございます。東広バイパスはもともと海田町が都市計画で今の31号線からずっと田んぼの中を通過して、出崎森

神社を通過して国信を縦断して、新幹線の下を潜って貫道橋へつなぐ路線が都市計画決定をなされております。それを我々が知ったのは、38年に都市計画決定をして40何年に知ったんでございますが、絵にかいたもちでございましたが、どうせできやせんわいというような考えを持っておりましたが、新幹線がつくときに初めて、国信がないようになるんじゃないかというような思いをしました。まだ土盛りで全部31号線から向こうへ行くというような計画でございましたので、これは大変じゃということで、今現在のバイパスへ路線変更をやったことがございます。ようやく今の上へ上がった路線変更ができ上がりました。これも建設省にお願いしたら、建設省はオーケーと言う。それから、国鉄へ頼めば国鉄はだめじゃと言う。なぜだめかといいますと、国鉄の下を通すようになっておったバイパスでございます。新幹線のPを拡げて、設計協議のときに下を通すんじゃないかということがございまして、設計協議をして新幹線のPを拡げておった。それで、新幹線の上は絶対に通さないというのが国鉄の意見でございました。金をかけてから何で設計協議のときに上を通すのを早く言うてくれなんだんかというようなことがございまして、大変これも亡くなられた加藤先生のおかげで、国鉄へ参りまして、ちょうど加藤先生は国鉄総裁と割合仲がよかったようでございます。私と加藤先生が行きまして、「こうこうで新幹線の上をバイパスを通そうと思うんじやが、国鉄がうんと言わないんじやが、どうしたらええだろうか」ということを協議いたしましたら、「それは困ったのう」ということで、私が「それじゃ、橋をかけてバイパスを通したらええんじゃないですか」というような提案をしますと「ああ、橋をかけて新幹線に影響しなければいいんじゃないか」ということで簡単にバイパスの変更ができたのでございます。

それからもう一つは、海田小学校がマンモス化しましてプレハブで生徒が授業をしておった。西小をつくるために自衛隊の土地を分けてくれということを議員全員で陳情してまいりました。私は大蔵関係で大蔵省の方へ陳情に参りました。もう1組には防衛庁の方へ陳情に参りました。大蔵省の方へ陳情に参りましたときに、ちょうど理財局長の相沢、今は衆議院議員でございますが、司葉子のご主人でございます。相沢局長でございます。相沢さんのところへ陳情に行きますと、局長室で「こうこうで海田西小学校をつくりたいので、あそこの土地を分けてもらいたい」ということを申し出ますと「だめじゃ」と。「あなたらが言うように来られてから、はい、はいと言うて陳情を受けて承諾しますと、国の土地はなくなる。私たちは国の土地を守る役人ですから、できない」というようなことがございまして、相当の議論をしたんでございます。私はそのときを思

い出しますと、なぜ学校を建てるのがいけないか。義務教育の生徒が就学する場所がないからやるんだから、原因は自衛隊の子どもさんが増えたから学校が必要な事態になったんだから、自衛隊の土地をあけてくれて学校を建てるのが何が悪いのかというようなことを議論しまして、あしたから、それじゃ、自衛隊の生徒はオミットしようじゃないかと言うてテーブルをたたいてその席を出たことがございます。今考えてみると、大変短気なことでもございました。テーブルをたたいて席を立て、帰ろうと言うて帰りました。そんなことも思い出しました。その明くる日にまた行きます。今度はちょうど県知事の藤田さんのお父さんが大蔵政務次官だった。「藤田さん、昨日はこうこうで局長とテーブルをたたいて帰りました。どうかまたひとつ仲をとってください」ということでお尋ねしますと、藤田正明さんですね、亡くなられた参議院議長が「相沢君をちょっと呼べ」と。それで相沢局長が来て「実はこうこうこういうことがあったらしいの、昨日」「はい」というようなことがありまして、「大変昨日は済みませんでした」「私も言葉が悪い」と言うて済んだようなことでもございますが、藤田正明さんが「いや、海田のことはわしが一番よう知っておる。あのクリークのところじゃろう」というようなことで「はい」と言うた。「ああ、心配せんでもええ。やる」というようなことで解決をしてもらいましたが、またそれがなかなか思うようにいかない。今度はちょうどその当時大蔵大臣が福田さんでございました。大臣にお願いしなきゃいけないということで、大臣に会うのはなかなか会えない。3日目にようやく会えました。待っても会えない。2日目に、じゃ、朝、寝込みを、家を襲おうかというように思いましたが、寝込みを襲うというのも、朝早くから行くのも迷惑するし、それじゃ、大蔵委員会が済んだら、そのときすぐ行こうということになりまして、朝から3時ごろまで待って、ようよう「大蔵委員会が終わったから、すぐ来い」ということで参りまして、すぐ町長と議員が行きまして、福田大蔵大臣に「こうこうでうちのところでこういう問題が起きておるから、ひとつよろしく頼む」と言うて陳情書を渡しますと、くるくると巻いて「わかった」ということで、30秒で話が済んだようなこともございました。いろいろと苦勞話がたくさんありますが、私に残っておるのはそういう印象が残っております。

このたび引退しますが、議員の皆様、また職員の皆様も、どうか今後、海田町のために、本当にいいまちをつくるために努力していただくことをお願いして、簡単ではございますが、私の引退の弁にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(記念品の贈呈)

○議長（前田）続いて、加藤議員。

○19番（加藤）私も今限りで議員の職を引退したいと思います。本当に長い間、皆さんありがとうございました。これからは一町民として皆さんのいろいろなご指導を得ながら元気に楽しく暮らしていきたいと思いますので、皆さん、立派なまちづくりをお願いいたしまして、終わりたいと思います。そのためには1つだけ皆さんにお願いしたいのは、いろいろ最近の予算委員会でも勉強しますと、やはり財政がかなり厳しいんです。我々、人生80年、あと今の年齢から考えると残り少ないんです。やはりその間も楽しく、また、安らかなまちにしてもらいたいなど。そのためには、行政改革ばかりでなく、必要なものは値上げしてでも取ってでも、早く我々も、いいまちになったのを少しでも享受したいと思いますので、皆さん、今後の議会でそのような考えを持って町政に当たっていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。本当にありがとうございました。皆さん、ありがとうございました。

（記念品の贈呈）

○議長（前田）続いて、中岡議員。

○17番（中岡）17番、中岡ですと言うのも最後になりました。8期32年間、いろんなことが思い出されますけれども、同期の桜、佐中さん私とあと5人おったんですけれども、ここの2人を除いて全部死んでしまいました。32年間、あっという間に過ぎたような感じもいたしますけれども、いろんな思い出が走馬灯のように頭の中を駆けめぐりますけれども、私は元気なんですけれども、家族がもう体ががたがたで、これ以上選挙という重労働に耐えられないということで、私も引退を決意いたしました。今、国岡さんや加藤さんが申されましたように、私も一町民としてまだまだ海田町にはおるわけでございますので、町行政の何か役に立つことがあれば、32年間の経験を生かして皆さんとともに働きたいという気持ちは十分持っております。どうか今後とも、まだまだ70歳、老け込む年ではないと思いますので、よろしく願いをして、簡単ではございますけれども、引退のごあいさつにかえたいと思います。いろいろありがとうございました。

（記念品の贈呈）

○議長（前田）この際、町長より発言の申し出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。定例会終了に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

初めに、先ほど表彰を受けられました方々に心よりお祝いを申し上げます。誠におめ

でございます。

去る２月８日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆様には本会議及び予算特別委員会で慎重かつ熱心に審議をいただき、ありがとうございました。おかげをもちまして、本日、平成17年度一般会計予算をはじめ、各議案に賛意を賜り、心よりお礼を申し上げます。審議の過程におきまして皆様から賜りました町有地の有効活用をはじめ、レジャー農園、井戸、ポンプ整備、また、公民館工事の件、海田西小学校体育館屋根塗装、図書館屋根の件等にご意見・ご要望により、何件か見直しや検討をする箇所がございました。また、津波対策につきましては、２月17日、県において広島港津波対策協議会もでき、広島地方気象台等の協力をいただくように準備を進めているところでございますので、昨年のような大きな災害などに対処できる体制が整備されたと思っております。今議会で賜りましたご意見やご要望は重く受けとめ、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいりたいと思います。

また、議員の皆様におかれましては、この３月31日をもって任期満了を迎えるに当たり、３月27日には海田町議会議員一般選挙が行われる予定でございます。このたびの選挙から、皆様のご英断により、議員定数が16名となり、非常に厳しい選挙が予想されます。立候補される皆さんにおかれましては、再び議席を確保されて、この議席でお会いできるよう、心からご検討をお祈り申し上げます。

また、今期で議員生活から離れられる方々には、長年にわたり町政にご尽力いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。今後とも町政に対し、その経験を生かされて我々に助言、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、心なしか陽光にも春の兆しが漂い始めてまいりましたが、まだまだ寒い日がございます。どうか健康にはくれぐれも留意され、今後ますます活躍されることを心からお祈り申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田）閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。本定例会は、平成17年度当初予算をはじめ、行財政改革に向けての重要な議会でございます。去る２月８日から本日まで慎重にご審議いただきまして、全議案が妥当な結論を得ましたことは、本町のために誠に喜びにたえないところでございます。執行部の皆さんには本予算の重要性に思いをいたされ、この審議の中で議員各位からいろいろ述べられました意見・要望に十分に意を払われ、より効果的な執行を行われますよう切にお願いいたします。

また、議員の皆さんには、20名の定数での議会はこれが最後になろうかと思えます。合併の問題に端を発する激動の4年間でございました。来る3月31日をもって任期満了となり、4月からは新しく16人の構成での議会となりますが、次に立候補を予定されている方、また、再出馬されない方におかれましても、健康に十分留意され、今後とも本町の発展にご尽力いただきますようお願いいたします。特に国岡議員には33年間の長きにわたって、また加藤議員には35年間の長きにわたって、そして中岡議員には32年間の長きにわたり、議会人として本町のために絶大なるご尽力をいただきましたことに対して、重ねて厚く厚く御礼を申し上げます。ご勇退後も健康に十分留意され、本町のため、また議会のためにご指導、ご鞭撻いただきますよう、切にお願い申し上げます。また、再出馬をされる皆さんにおかれましては、当選の栄を得られ、この場で再び激論を交わすことができますよう願っております。

最後に、皆さんのご協力により、無事、私の職務が遂行できましたことに厚く御礼申し上げ、私の感謝の気持ちの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で本日の会議を閉じます。これにて平成17年第1回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午前9時55分 閉会